

(仮訳)

2017年6月28日

BIS 決済・市場インフラ委員会

証券監督者国際機構

## **BIS 決済・市場インフラ委員会と証券監督者国際機構による市中協議文書 「CCP に対する当局ストレステストに関するフレームワーク」のカバーノート**

BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) および証券監督者国際機構 (IOSCO) は、本日、「清算機関 (CCP) に対する当局ストレステストに関するフレームワーク」に関する市中協議文書を公表した。本フレームワークは、単一または複数の当局が、複数の CCP において共通のストレス事象が発生した場合の、広範かつマクロレベルでの影響度合いを検証するために、当局ストレステスト (Supervisory Stress Test、以下「SST」) を実施する際の一助となることを目的としたものである。

CPMI および IOSCO が本フレームワークに関する市中協議を実施する目的は、報告書において提案されている複数の CCP を対象とする SST の目的や、期待される便益、その他の含意およびフレームワークの内容全般について、利害関係者よりフィードバックを得ることである。以下に示すとおり、CPMI および IOSCO は、当局、CCP、清算参加者、バイサイド企業およびその他の関係企業を含む利害関係者からのフィードバックが特に有益である事項を特定している。当然ではあるが、全ての項目に関する意見を歓迎する。

### **背景**

2015年4月に、G20財務大臣・中央銀行総裁会議は、金融安定理事会 (FSB) に対し、CPMI、IOSCO およびバーゼル銀行監督委員会と協調し、複数の法域においてシステミックに重要な CCP に関する金融安定を脅かすリスクおよびその対応へのギャップを特定・対処し、CCP の破たん処理の実行可能性を向上させることに資する作業計画を策定し、報告するよう求めている。その後、各委員会における議長が「CCP 作業計画」を合意し、各委員会の下部組織としてワークストリームを立上げ、CCP の強靱性、再建および破たん処理の実行可能性に係るいくつかの優先事項に対処してきた。

本日公表されたフレームワーク案は「CCP 作業計画」の一環である。SST は、CCP による直接の参加の有無に関わらず、(複数の) 当局によって企画および実施されるストレステストを広く一般に指し示すものである。SST は、達成しようとする

る目的に応じて企画することが可能である。複数の目的があり得ることを考慮し、CPMIおよびIOSCOは、マクロプルーデンスの観点から実施する複数のCCP向けSSTの実施を後押しすることを目的として、本フレームワークを策定することを決定した。

本フレームワークにおいて示されている通り、複数のCCP向けSSTは、単一または複数の共通のストレス事象に対する複数のCCPからなるグループの集合的な反応を、信用もしくは流動性リスクまたはこれら双方の観点から評価するものである。特に、複数のCCP向けSSTは、市場、CCP、流動性供給銀行やカスタディアン等その他機関の間の相互依存性の範囲と程度について、当局が理解を深めることに資するものである。例えば、複数のCCP向けSSTは、共通の清算参加者やリスクファクターに対するエクスポージャーの集中度合いや、特定のサービス提供者に対する共通の依存関係について分析を行うことを目的として策定することが可能である。銀行セクターにおいて実施されているストレステストとは異なり、本フレームワークにおいて提示されているストレステストは、個々のCCPの強靭性を評価したり、対象となるCCPについて「合格／不合格」といった指標を当てはめたりするものではなく、共通のストレス事象に対する広範かつマクロレベルでの影響度合いを分析するものである。

## フレームワーク

本フレームワークは6つの項目から構成されており、各項目には当局が複数CCP向けSSTの企画および実施に際して従うであろう手順を記載した小項目が含まれている。項目構成は、目的の設定と要件の特定（項目1）、ガバナンスの確立（項目2）、ストレスシナリオの策定（項目3）、データの収集と保護（項目4）、結果の集計と分析枠組みの策定（項目5）、結果の活用と情報開示（項目6）となっている。単一の当局または複数の法域にまたがる複数の当局いずれによって実施されるかを含め、いかなる複数のCCP向けSSTも可能となるよう、各項目の内容は意図的に幅を持たせた記載となっている。

当局ストレステストには、責務、法制度、専門知識や人的資源が異なる様々な当局が関与する可能性があることから、本フレームワークは、複数のCCP向けSSTの企画および実施に際し、規範的ではない柔軟なアプローチを取ることを意図的に可能としている。決定すべき事項が多数あることを勘案し、本フレームワークにおいて示されているガイダンスは、当局が、各種の論点、決定のタイミング、取りうる選択肢について詳細な検討を行う際の参考となることを目的としている。もっとも、それぞれの論点や選択肢について、全ての当局および法域に同じように当てはまる訳ではないことについても認識している。本フレ

ームワークの自発的かつ柔軟な適用が可能であることにより、各当局は、それぞれの置かれた状況に最も適切な対応を実施することが可能となる。当局は、本フレームワークを適宜利用することが望ましいが、利用を義務付けるものではない。

## 関係者からのフィードバックを求める主な項目

本フレームワークは複数のCCP向けSSTを実施しようとする当局に対して手引としての役割を果たすことを意図していると同時に、当局にとってのみならず、幅広い市場参加者にとって有益な情報を引き出すことも目的としている。例えば、CCP、清算参加者、バイサイド企業、そして他の利害関係者において、リスク管理上の決定を行い、リスク管理の枠組みを策定していくに際し、SSTの結果は参考となる可能性がある。テスト実施に際しては、CCPおよび市場参加者は、データや情報の提出や各段階における実務上の対応への協力といった役割を果たすことがあり得る。従って、当局や様々なタイプの市場参加者といった幅広い関係者からのフィードバックは、CPMIおよびIOSCOが本フレームワークにおいて示されているガイダンスを最終化するに当たり、特にいくつかの主要項目において、有益である。

関係者におかれては、本フレームワークにおいて示されている全ての項目に係る意見や、本フレームワークに追加すべき事項についての見解を共有されたい。特に、CPMIとIOSCOは、以下の項目に関する見解に関心を持っている。

### 1. 目的の設定と要件の特定（導入部、項目1.i参照）

- a. 複数のCCP向けSSTは、特に複数のCCPに対する共通のストレス事象の広範かつマクロレベルでの影響度合いを分析することを目的としているが、本フレームワークにおいてこの点は明確となっているか。
- b. 本フレームワークを利用する可能性のあるユーザーは、複数のCCP向けSSTを企画・実施し、所期の目的を達成することを後押しする観点から、付属文書Aに記載されている設計上のツールを含め、本フレームワークの構成や内容が十分であると考えているか。
- c. 本フレームワークを利用する可能性のあるユーザーは、本フレームワークは十分に柔軟であり、責務、法制度、専門知識や人的資源が異なる様々な当局が関与することが可能であると考えているか。
- d. 関係者は、複数のCCP向けSSTの便益およびその他の含意としてどういったものがあると考えているか。
- e. 機密保持に関する懸念やテスト結果の集計および匿名化が必要となる可能性がある点を認識しつつ、関係者はテスト結果をどのように活用しよ

うと考えているか。

2. SSTの範囲および実施頻度（項目1.ii—1.iii参照）

- a. 当局は、SSTの有用性と実施に当たっての当局自身、CCPおよび他の関係者のリソース面での負担およびコストとのバランスをいかに確保することができるか。特に、
  - i. SST実施の適切な実施頻度はどの程度か。
  - ii. 複数時点のデータを利用することで、SSTによって得られる情報量は、リソース面のコストを正当化するのに十分な程度に増加すると考えられるか。

3. CCPおよび他の関係者の関与（項目1.iv、項目2.i—ii参照）

- a. SSTを企画する段階において、CCPおよび他の関係者はどの程度関与することを期待するか。関与の度合いについては、SSTの特定の目的や内容に依存する性質のものかについても説明頂きたい。関係者からのフィードバックをいかに確保していくことが望ましいか。
- b. SSTの企画および実施においてCCPはどういった役割を果たしていくべきか、そもそも、果たすことを期待するか。
- c. SSTの当局による取組みとしての独立性を確保するに当たり、どういったセーフガードがあり得るか。

4. 情報共有、データ収集およびデータ保護（項目2.iii、項目4参照）

- a. 当局ストレステストの実施に際し必要となる（個社ベース／個社名入り）データを共有するに当たって何らかの法的または実務上の制約はあるか。制約がある場合には、その内容はどういったものか。
- b. データ収集の実効性を高め、また、データの質および整合性を向上させる観点から、どういった手続きを取りうるか。またそれらの制約は何か。
- c. SSTにおいて自らが提供したデータが利用される場合に、関係者はどういった点を保証されることを望むか。
- d. データ保護およびセーフガードの観点から、当局はどういった対応を取るべきか。
- e. 本フレームワークでは、CCPがSSTにおける主たるデータ源になると想定している。この前提に問題はないか。関係者は、本アプローチが、一般的に、実務上および機密保持の観点から最も効率的であると考えているか。他のデータ源はあるか。その場合、SSTを実施するうえで関連のあるデータ源としてどういったものがあり、当局にとって有益となるガイダンスはどういったものか。

5. 本フレームワークにおける技術的な内容について（項目3、項目5参照）
- a. 関係者は、本フレームワークの技術的な内容全般についてコメントはあるか。技術的な内容には、極端ではあるが現実には起こり得るシナリオの策定、コア・リスクファクターの特定、ショックのカリブレーション、推計、デフォルトおよび破たんの特定、データの集計および分析の枠組み等に関するガイダンスが含まれる。
  - b. SSTを企画する際、リスク源およびエクスポージャーを決定するに当たり当局が考慮すべき事項はなにか。当局は十分な内容を確保する必要性と負担のバランスをどのように取ればよいか。
  - c. SSTを企画する際、当局は、個々のCCPを対象とするストレステストに関し、FMI原則および追加ガイダンスにおいて期待されている事項と異なる内容とする（必要がある）可能性がある。CCPは、自身のストレステストと異なる取組み方針に沿って当局が作業を進める場合、何らかの問題があると考えるか。テスト内容を決定する際に当局が比較考量すべきトレード・オフは何か。
  - d. 当局ストレステストに含むべき適当なシナリオの数はどの程度か。適用するシナリオの数を決定するに当たって当局が検討すべき事項は何か。
6. 結果の活用および情報開示（項目6参照）
- a. 関係者は、当局ストレステストの結果の開示についてどういった見解を持っているか。結果を公表すべきではない状況はあり得ると考えるか。
  - b. 機密保持に関する懸念やテスト結果の集計および匿名化が必要となる可能性がある点を認識しつつ、どういったかたちでの情報開示が関係者にとって最も有益であると考えるか。

## 今後の作業

本市中協議報告書はBIS（[www.bis.org](http://www.bis.org)）およびIOSCO（[www.iosco.org](http://www.iosco.org)）のウェブサイトより入手可能である。また、本市中協議報告書に対するコメントは、2017年9月22日金曜日までに、CPMI事務局（[cpmi@bis.org](mailto:cpmi@bis.org)）およびIOSCO事務局（[CCP-SST@iosco.org](mailto:CCP-SST@iosco.org)）宛てにメールにて提出されたい。

コメント提出者からの別途の断りがない限り、全てのコメントはBISおよびIOSCOのホームページにおいて公表される予定である。

以 上